

行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成4年2月28日告示第13号</p>	<p>○行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成4年2月28日告示第13号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、その処理施設の設置及び維持管理並びに補助金を交付することについて、関係法令及び行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、その処理施設の設置及び維持管理並びに補助金を交付することについて、関係法令及び行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(用語の定義)</p>	<p>(用語の定義)</p>
<p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 小型合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上で放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。）が適用される合併処理浄化槽にあっては、国庫補助指針に適合するものをいう。</p>	<p>(1) 小型合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上で放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。）が適用される合併処理浄化槽にあっては、国庫補助指針に適合するものをいう。</p>
<p>(2) 専用住宅 主に住居の用に供する建物であって一戸建てのもの（以下この号において「一戸建て住居」という。）をいう。ただし、二世帯住宅等で同一敷地内に一戸建て住居が複数ある場合（共同住宅及び長屋住宅を除く。）を含む。</p>	<p>(2) 専用住宅 主に住居の用に供する建物であって一戸建てのもの（以下この号において「一戸建て住居」という。）をいう。ただし、二世帯住宅等で同一敷地内に一戸建て住居が複数ある場合（共同住宅及び長屋住宅を除く。）を含む。</p>
<p>(3) 併用住宅 小規模店舗等を併設した住宅で、延床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅（共同住宅及び長屋住宅を除く。）をいう。</p>	<p>(3) 併用住宅 小規模店舗等を併設した住宅で、延床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅（共同住宅及び長屋住宅を除く。）をいう。</p>
<p>(4) 単独浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。</p>	<p>(4) 単独浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。</p>
<p>(5) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に</p>	<p>(5) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に</p>

改正後	改正前
<p>規定する汲み取り便所の便槽をいう。</p> <p>(6) 転換 単独浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置することをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認を要する建築物の新築、増築又は改築に伴うものを除く。</p> <p>(7) 処分 転換に伴い単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の清掃から消毒、汚泥処理、撤去、運搬及び最終処分までを行うことをいう。</p> <p>(8) 配管 生活排水を合併処理浄化槽本体に流入させ、又は合併処理浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管きよ、ポンプ設備及びますをいう。</p> <p>(9) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。</p> <p>(10) 補助対象地域 下水道事業計画区域及び農業集落排水使用区域並びに集中合併処理浄化槽使用区域（以下「対象外区域」という。）を除外した行橋市全域をいう。ただし、対象外区域であっても、地形等の自然的条件その他の事情により下水道に接続することができない等の理由により、市長がやむを得ないと認めた地域については、この限りではない。</p> <p>(11) 申請者 行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を申請する者をいう。ただし、小型合併処理浄化槽設置場所の世帯主又は設置後に実質的に浄化槽の管理を行う同一世帯の世帯員に限る。</p> <p>(12) 賃貸住宅 賃貸人から専用住宅及び併用住宅を借りている者をいう。</p> <p>(13) 市税等 行橋市税条例（昭和61年行橋市条例第33号）第3条第1号から第3号までに規定する普通税及び国民健康保険税並びに介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅使用料、水道使用料、口径別納付金、下水道使用料、下水道受益者負担金及びし尿処理手数料をいう。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 市長は、補助対象地域において、小型合併処理浄化槽の設置をする</p>	<p>規定する汲み取り便所の便槽をいう。</p> <p>(6) 転換 単独浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置することをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認を要する建築物の新築、増築又は改築に伴うものを除く。</p> <p>(7) 処分 転換に伴い単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の清掃から消毒、汚泥処理、撤去、運搬及び最終処分までを行うことをいう。</p> <p>(8) 配管 生活排水を合併処理浄化槽本体に流入させ、又は合併処理浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管きよ、ポンプ設備及びますをいう。</p> <p>(9) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。</p> <p>(10) 補助対象地域 下水道事業計画区域及び農業集落排水使用区域並びに集中合併処理浄化槽使用区域を除外した行橋市全域をいう。</p> <p>(11) 申請者 行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を申請する者をいう。ただし、小型合併処理浄化槽設置場所の世帯主又は設置後に実質的に浄化槽の管理を行う同一世帯の世帯員に限る。</p> <p>(12) 賃貸住宅 賃貸人から専用住宅及び併用住宅を借りている者をいう。</p> <p>(13) 市税等 行橋市税条例（昭和61年行橋市条例第33号）第3条第1号から第3号までに規定する普通税及び国民健康保険税並びに介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅使用料、水道使用料、口径別納付金、下水道使用料、下水道受益者負担金及びし尿処理手数料をいう。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 市長は、補助対象地域において、小型合併処理浄化槽の設置をする</p>

改正後	改正前
<p>者（賃貸住宅に居住する者にあつては、当該居住者が設置をする場合に限る。以下「設置者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに小型合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(2) 賃貸住宅に居住する者で、当該賃貸住宅の所有者又は賃貸人の承諾が得られないもの</p> <p>(3) 販売の目的で小型合併処理浄化槽付専用住宅又は併用住宅を建築する者</p> <p>(4) 浄化槽設置後、直ちにその場所に住民票を置けない者。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(5) 当該年度以前の年度において市税等を滞納している者及び世帯構成員に滞納者がある者</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの若しくは暴力団員が役員となっている法人その他の団体</p> <p>(7) 既設の小型合併処理浄化槽を更新する者</p> <p>(8) 11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(9) 恒常的に居住する目的以外で所有している住居（別荘、セカンドハウス等を含む。）に合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(10) その他市長が不適当と認める者 （補助金の額）</p>	<p>者（賃貸住宅に居住する者にあつては、当該居住者が設置をする場合に限る。以下「設置者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに小型合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(2) 賃貸住宅に居住する者で、当該賃貸住宅の所有者又は賃貸人の承諾が得られないもの</p> <p>(3) 販売の目的で小型合併処理浄化槽付専用住宅又は併用住宅を建築する者</p> <p>(4) 浄化槽設置後、直ちにその場所に住民票を置けない者。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(5) 当該年度以前の年度において市税等を滞納している者及び世帯構成員に滞納者がある者</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの若しくは暴力団員が役員となっている法人その他の団体</p> <p>(7) 既設の小型合併処理浄化槽を更新する者</p> <p>(8) 11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>※新規</p> <p>(9) その他市長が不適当と認める者 （補助金の額）</p>
第4条 補助金の額は、小型合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する	第4条 補助金の額は、小型合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する

改正後	改正前
<p>額とし、設置者が設置をした小型合併処理浄化槽の規模（建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000。以下「算定基準」という。）により算定した人槽区分をいう。）に応じ、別表第1の右欄に定める額を限度とする。</p>	<p>額とし、設置者が設置をした小型合併処理浄化槽の規模（建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000。以下「算定基準」という。）により算定した人槽区分をいう。）に応じ、別表第1の右欄に定める額を限度とする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、併用住宅に小型合併処理浄化槽の設置等をした場合においては、当該併用住宅の居住部分の延床面積を対象として算定基準により算定した規模に応じ、別表第1の右欄に定める額を限度とする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、併用住宅に小型合併処理浄化槽の設置等をした場合においては、当該併用住宅の居住部分の延床面積を対象として算定基準により算定した規模に応じ、別表第1の右欄に定める額を限度とする。</p>
<p>3 転換の場合にあつては、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度として、前項の補助金額に加算する。この場合において、加算金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>3 転換の場合にあつては、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度として、前項の補助金額に加算する。この場合において、加算金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
<p>4 申請者の都合により、算定基準より小型合併処理浄化槽の規模を大きくした場合においては、算定基準に基づく小型合併処理浄化槽の規模とみなし、別表第1の右欄に定める額を限度とする。</p>	<p>4 申請者の都合により、算定基準より小型合併処理浄化槽の規模を大きくした場合においては、算定基準に基づく小型合併処理浄化槽の規模とみなし、別表第1の右欄に定める額を限度とする。</p>
<p>（補助金交付の申請）</p>	<p>（補助金交付の申請）</p>
<p>第5条 申請者は、補助事業に係る工事に着手する前までに、次の各号に掲げる書類とともに行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 申請者は、補助事業に係る工事に着手する前までに、次の各号に掲げる書類とともに行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p>
<p>（1） 法第5条第2項に規定する期間を経過した同条第1項に基づく届出書の写し</p>	<p>（1） 法第5条第2項に規定する期間を経過した同条第1項に基づく届出書の写し</p>
<p>（2） 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し（ただし、延床面積に居住部分以外が含まれている場合は、建築計画概要書の写し）</p>	<p>（2） 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し（ただし、延床面積に居住部分以外が含まれている場合は、建築計画概要書の写し）</p>
<p>（3） 賃貸住宅に居住する者については、当該賃貸住宅の所有者又は賃貸人の承諾書</p>	<p>（3） 賃貸住宅に居住する者については、当該賃貸住宅の所有者又は賃貸人の承諾書</p>
<p>（4） 小型合併処理浄化槽設置工事請負契約書の写し</p>	<p>（4） 小型合併処理浄化槽設置工事請負契約書の写し</p>
<p>（5） 設置場所の位置図及び浄化槽配置配管図</p>	<p>（5） 設置場所の位置図及び浄化槽配置配管図</p>
<p>（6） 誓約書（様式第2号）</p>	<p>（6） 誓約書（様式第2号）</p>
<p>（7） 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証</p>	<p>（7） 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証</p>
<p>（8） 浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領（平成4年12月1日全国浄化</p>	<p>（8） 浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領（平成4年12月1日全国浄化</p>

改正後	改正前
<p>槽推進市町村協議会発令) 第6条第1項に規定する登録証の写し</p> <p>(9) 浄化槽管理票 (C票)</p> <p>(10) 浄化槽設備士免状の写し</p> <p>(11) 現居住地の市 (区町村) 税の滞納のないことを証明する書類 (発行日から1ヶ月以内のもの)</p> <p>(12) 納付状況調査同意書 (様式第3号)</p> <p>(13) 住民票 (世帯全員の記載があり、かつ、その続柄も記載されているものであって、発行日から3ヶ月以内のもの)</p> <p>※削除</p> <p>(14) その他市長が必要と認める書類 (補助金交付の決定及び通知書類)</p>	<p>槽推進市町村協議会発令) 第6条第1項に規定する登録証の写し</p> <p>(9) 浄化槽管理票 (C票)</p> <p>(10) 浄化槽設備士免状の写し</p> <p>(11) 市 (区町村) 税の滞納のないことを証明する書類 (発行日から1ヶ月以内のもの)</p> <p>(12) 納付状況調査同意書 (様式第3号)</p> <p>(13) 住民票 (世帯全員の記載があり、かつ、その続柄も記載されているものであって、発行日から3ヶ月以内のもの)</p> <p>(14) 申請の手續を委任する場合は、委任状 (様式第4号)</p> <p>(15) その他市長が必要と認める書類 (補助金交付の決定及び通知書類)</p>
<p>第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。</p>	<p>第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。</p>
<p>2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書 (様式第4号) 又は行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書 (様式第5号) により申請者に通知するものとする。</p> <p>(補助金交付の条件)</p>	<p>2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書 (様式第5号) 又は行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書 (様式第6号) により申請者に通知するものとする。</p> <p>(補助金交付の条件)</p>
<p>第7条 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。</p> <p>(変更承認申請書)</p>	<p>第7条 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。</p> <p>(変更承認申請書)</p>
<p>第8条 補助金の交付の決定を受けた者 (以下「補助対象者」という。) は、補助事業の内容を変更しようとするときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書 (様式第6号) を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第8条 補助金の交付の決定を受けた者 (以下「補助対象者」という。) は、補助事業の内容を変更しようとするときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書 (様式第7号) を市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(申請の取下げ)</p>	<p>(申請の取下げ)</p>
<p>第9条 補助対象者は、補助事業の中止、廃止等により、当該補助金の交付の申請を取り下げるときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付取下申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第9条 補助対象者は、補助事業の中止、廃止等により、当該補助金の交付の申請を取り下げるときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付取下申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(設置工事等の基準)</p>	<p>(設置工事等の基準)</p>
<p>第10条 小型合併処理浄化槽の設置は、法第6条の規定により浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。また、工事については第6条第2項の規定による決定の通知を受けた日以後から着手できる。</p>	<p>第10条 小型合併処理浄化槽の設置は、法第6条の規定により浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。また、工事については第6条第2項の規定による決定の通知を受けた日以後から着手できる。</p>
<p>2 小型合併処理浄化槽の設置は、法第21条の規定による知事の登録を受けた浄化槽工事業者に委託して行わなければならない。</p>	<p>2 小型合併処理浄化槽の設置は、法第21条の規定による知事の登録を受けた浄化槽工事業者に委託して行わなければならない。</p>
<p>3 設置者は、小型合併処理浄化槽の適正な機能の維持を図り生活環境を保全するため、法第3条第3項に規定する浄化槽の使用に関する環境省令に従って維持管理しなければならない。</p>	<p>3 設置者は、小型合併処理浄化槽の適正な機能の維持を図り生活環境を保全するため、法第3条第3項に規定する浄化槽の使用に関する環境省令に従って維持管理しなければならない。</p>
<p>4 小型合併処理浄化槽の保守点検は、法第8条の規定により浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。</p>	<p>4 小型合併処理浄化槽の保守点検は、法第8条の規定により浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。</p>
<p>5 前2項の維持管理及び保守点検は、知事の登録を受けた保守点検業者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に委託して行わなければならない。</p>	<p>5 前2項の維持管理及び保守点検は、知事の登録を受けた保守点検業者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に委託して行わなければならない。</p>
<p>6 小型合併処理浄化槽の清掃は、法第9条の規定により浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。</p>	<p>6 小型合併処理浄化槽の清掃は、法第9条の規定により浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。</p>
<p>7 前項の清掃は、法第35条の規定による市長の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者(以下「浄化槽清掃業者」という。)に委託して行わなければならない。</p>	<p>7 前項の清掃は、法第35条の規定による市長の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者(以下「浄化槽清掃業者」という。)に委託して行わなければならない。</p>
<p>(設置者の義務)</p>	<p>(設置者の義務)</p>
<p>第11条 設置者は、法第10条の規定により前条第4項の保守点検及び同条第6項の清掃を行わなければならない。</p>	<p>第11条 設置者は、法第10条の規定により前条第4項の保守点検及び同条第6項の清掃を行わなければならない。</p>
<p>(設置後等の水質検査)</p>	<p>(設置後等の水質検査)</p>
<p>第12条 設置者は、法第7条に規定する水質検査を受けなければならない。</p>	<p>第12条 設置者は、法第7条に規定する水質検査を受けなければならない。</p>
<p>2 設置者は、法第11条に規定するところにより、毎年水質検査を受けな</p>	<p>2 設置者は、法第11条に規定するところにより、毎年水質検査を受けな</p>

改正後	改正前
<p>ればならない。 （実績報告）</p> <p>第13条 補助対象者は、補助事業完了後1月以内又は当該年度末日の14日前のいずれか早い日（以下「提出期限」という。）までに、次の各号に掲げる書類とともに実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提出期限までに実績報告書を提出できないときは、次条に規定する理由書を添えて、提出できる状態になった後、直ちに提出しなければならない。</p> <p>（1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し （2） 浄化槽設置状況検査依頼書の写し及び領収書の写し （3） 浄化槽設置工事写真（別表第3） （4） 福岡県浄化槽事務取扱要領（昭和60年10月14日60整第601号）様式第9号の写し （5） その他市長が必要と認める書類 （理由書）</p> <p>第14条 補助対象者は、前条のほか、第3条第2項第4号ただし書の事情その他市長が補助事業に関して理由を明らかにすべきと認める事情があるときは、理由書（様式第9号）を提出しなければならない。 （補助金の額の確定）</p> <p>第15条 市長は、第13条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業として適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）により、補助対象者に通知するものとする。 （補助金の請求）</p> <p>第16条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定の通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第11号）により、補助金の請求をするものとする。 （決定の取消）</p> <p>第17条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p>ればならない。 （実績報告）</p> <p>第13条 補助対象者は、補助事業完了後1月以内又は当該年度末日の14日前のいずれか早い日（以下「提出期限」という。）までに、次の各号に掲げる書類とともに実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提出期限までに実績報告書を提出できないときは、次条に規定する理由書を添えて、提出できる状態になった後、直ちに提出しなければならない。</p> <p>（1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し （2） 浄化槽設置状況検査依頼書の写し及び領収書の写し （3） 浄化槽設置工事写真（別表第3） （4） 福岡県浄化槽事務取扱要領（昭和60年10月14日60整第601号）様式第9号の写し （5） その他市長が必要と認める書類 （理由書）</p> <p>第14条 補助対象者は、前条のほか、第3条第2項第4号ただし書の事情その他市長が補助事業に関して理由を明らかにすべきと認める事情があるときは、理由書（様式第10号）を提出しなければならない。 （補助金の額の確定）</p> <p>第15条 市長は、第13条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業として適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。 （補助金の請求）</p> <p>第16条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定の通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第12号）により、補助金の請求をするものとする。 （決定の取消）</p> <p>第17条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 不正の手段により補助金交付の決定を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を補助事業の他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 補助金交付の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 虚偽の実績報告を行い、審査において不適合と認められるとき。 (補助金の返還)</p>	<p>(1) 不正の手段により補助金交付の決定を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を補助事業の他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 補助金交付の条件に違反したとき。</p> <p>※新規 (補助金の返還)</p>
<p>第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。 (設置工事の確認)</p>	<p>第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。 (設置工事の確認)</p>
<p>第19条 市長は、補助事業を適正に執行するため、小型合併処理浄化槽の設置の状況を施工現場において確認する。 (補助金の適用除外)</p>	<p>第19条 市長は、補助事業を適正に執行するため、小型合併処理浄化槽の設置の状況を施工現場において確認する。 (補助金の適用除外)</p>
<p>第20条 この告示に定める補助金は、国、県、市等の公共団体並びに事業活動に供する施設及びこれに付帯する建築物の小型合併処理浄化槽には適用しない。 (その他)</p>	<p>第20条 この告示に定める補助金は、国、県、市等の公共団体並びに事業活動に供する施設及びこれに付帯する建築物の小型合併処理浄化槽には適用しない。 (その他)</p>
<p>第21条 この告示に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。</p> <p>附 則 (平成9年3月13日告示第12号) この告示は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成10年3月17日告示第19号) この告示は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成13年3月16日告示第23号) この告示は、公布の日から施行し、改正後の行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成13年1月6日から適用する。</p> <p>附 則 (平成18年1月30日告示第6号) この告示は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年3月8日告示第10号)</p>	<p>第21条 この告示に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。</p> <p>附 則 (平成9年3月13日告示第12号) この告示は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成10年3月17日告示第19号) この告示は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成13年3月16日告示第23号) この告示は、公布の日から施行し、改正後の行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成13年1月6日から適用する。</p> <p>附 則 (平成18年1月30日告示第6号) この告示は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年3月8日告示第10号)</p>

改正後	改正前																
<p>この告示は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成25年2月28日告示第7号） この告示は、平成25年4月1日から施行する。 附 則（平成31年4月1日告示第26号） この告示は、公布の日から施行する。 附 則（令和2年4月1日告示第29号） この告示は、公布の日から施行する。 附 則（令和3年3月24日告示第30号） この告示は、公布の日から施行する。 附 則（令和6年3月31日告示第27号） この告示は、令和6年4月1日から施行する。 附 則（令和7年3月12日告示第21号） この告示は、令和7年4月1日から施行する。 附 則（令和8年3月25日告示第19号） この告示は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>この告示は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成25年2月28日告示第7号） この告示は、平成25年4月1日から施行する。 附 則（平成31年4月1日告示第26号） この告示は、公布の日から施行する。 附 則（令和2年4月1日告示第29号） この告示は、公布の日から施行する。 附 則（令和3年3月24日告示第30号） この告示は、公布の日から施行する。 附 則（令和6年3月31日告示第27号） この告示は、令和6年4月1日から施行する。 附 則（令和7年3月12日告示第21号） この告示は、令和7年4月1日から施行する。 ※新規</p>																
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>548,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	332,000円	7人槽	414,000円	10人槽	548,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>548,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	332,000円	7人槽	414,000円	10人槽	548,000円
人槽区分	限度額																
5人槽	332,000円																
7人槽	414,000円																
10人槽	548,000円																
人槽区分	限度額																
5人槽	332,000円																
7人槽	414,000円																
10人槽	548,000円																
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>加算金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存単独浄化槽の処分に要する費用</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>既存汲み取り便槽の処分に要する費用</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>配管設置工事に要する費用</td> <td>330,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	加算金限度額	既存単独浄化槽の処分に要する費用	150,000円	既存汲み取り便槽の処分に要する費用	120,000円	配管設置工事に要する費用	330,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>加算金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存単独浄化槽の処分に要する費用</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>既存汲み取り便槽の処分に要する費用</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>配管設置工事に要する費用</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	加算金限度額	既存単独浄化槽の処分に要する費用	120,000円	既存汲み取り便槽の処分に要する費用	90,000円	配管設置工事に要する費用	300,000円
区分	加算金限度額																
既存単独浄化槽の処分に要する費用	150,000円																
既存汲み取り便槽の処分に要する費用	120,000円																
配管設置工事に要する費用	330,000円																
区分	加算金限度額																
既存単独浄化槽の処分に要する費用	120,000円																
既存汲み取り便槽の処分に要する費用	90,000円																
配管設置工事に要する費用	300,000円																
別表第3（第13条関係）	別表第3（第13条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>写真の種類</th> <th>審査のポイント</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 浄化槽設備士が</td> <td>浄化槽設備士が工事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	写真の種類	審査のポイント	備考	(1) 浄化槽設備士が	浄化槽設備士が工事		<table border="1"> <thead> <tr> <th>写真の種類</th> <th>審査のポイント</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 浄化槽設備士が</td> <td>浄化槽設備士が工事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	写真の種類	審査のポイント	備考	(1) 浄化槽設備士が	浄化槽設備士が工事					
写真の種類	審査のポイント	備考															
(1) 浄化槽設備士が	浄化槽設備士が工事																
写真の種類	審査のポイント	備考															
(1) 浄化槽設備士が	浄化槽設備士が工事																

改正後			改正前		
実地に監督していることを証する写真	を実地に監督しているか、又は自ら工事を行っているか。		実地に監督していることを証する写真	を実地に監督しているか、又は自ら工事を行っているか。	
(2) 基礎工事の状況を示す写真	栗石地業を行った後、捨てコンクリートを所定の厚さで打っているか。		(2) 基礎工事の状況を示す写真	栗石地業を行った後、捨てコンクリートを所定の厚さで打っているか。	
(3) 据付工事の状況を示す写真	水張を行い、水平を保ちつつ、水じめ及び突き固めを行っているか。	水準器を用い、水平を確認しつつ、水じめ及び突き固めを行っている状況を撮影する。	(3) 据付工事の状況を示す写真	水張を行い、水平を保ちつつ、水じめ及び突き固めを行っているか。	水準器を用い、水平を確認しつつ、水じめ及び突き固めを行っている状況を撮影する。
(4) かさ上げの状況を示す写真	バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	スケールをあてるなどして、かさ上げ高さがわかるように撮影する。	(4) かさ上げの状況を示す写真	バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	スケールをあてるなどして、かさ上げ高さがわかるように撮影する。